第20号様式　担保財産にかかる町税徴収通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　号 | | 担保財産に係る町税徴収通知書 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  住所  氏名　　殿  小野町長　氏名  地方税法第14条の16第1項の規定により、下記のとおり徴収します。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者又は特別徴収義務者 | | | | 住(居)所 | | |  | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | |  | | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | 徴収簿番号 | | 年度 | | 期別 | 税目 | | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金 |  | ようとする金額  左のうち徴収し | 税額 | 督促手数料 | 延滞金 |  |
|  | |  | |  |  | |  | 円 | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | |  | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 質及び所在  称、数量、性  保財産の名  譲渡に係る担 |  | | | | | | | | | | | | | | | | |